

令和5年5月2日

保護者の皆様

十日町市教育委員会
学校教育課長

「新型コロナウイルス感染症」に対する今後の取り扱いについて
(お知らせ)

これまで、新型コロナウイルスの感染防止・拡大防止のために多くのご協力をいただいております。心から感謝いたします。

さて、報道されておりますように、新型コロナウイルス感染症は5月8日をもって、学校保健安全法施行規則の「第一種」から「第二種」となります(感染症法上は「2類相当」から「5類」へ)。このことに伴って、対応が以下のように変更となりますのでお知らせいたします。

1 学校における出席停止措置にかかわって

○新型コロナウイルス感染症への感染が確認されたお子さんに対する出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」が基準となります。

なお、無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでが基準となります。

○「症状が軽快」とは、「解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること」を指します。

○「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算します。(発症日・軽快日を「0日」としてカウントします。

○出席停止解除後、感染拡大防止の観点から、発症から10日を経過するまでは、お子さんに対してマスクの着用を推奨いたします。ただし、感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう適切に指導を行う旨、市立学校に通知済みです。

○令和5年5月8日前に新型コロナウイルス感染症への感染が確認されたお子さんについても、同日以降は改正後の出席停止の期間の基準が適用されます。

2 感染時の証明書等の取得等について

○感染が確認されたお子さんが、出席停止の期間を経て登校するに当たっては、保護者のみなさまから別紙「療養解除届」を提出していただいたうえでのこと

となります。また、自宅等で療養を開始する際も、医療機関が発行する検査結果を証明する書類は必要ありません。

- 昨年末にお知らせした「季節性インフルエンザ」に対する対応と、日数等の違いはありますが似た感じになります。
- 「はしか」「水ぼうそう」「おたふくかぜ」等、新型コロナとインフルエンザ以外の二種感染症に関する対応は従前と変わりません。（発症時と収束時に受診、医師の証明が必要です。）

3 濃厚接触者の取扱いについて

5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないうこととなり、従前であれば濃厚接触者として特定されていた方についても、今後は行動制限及びその協力要請は行われないうこと等を踏まえ、

- ・同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染したお子さん
- ・学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があったお子さんのうち、感染対策を行わずに飲食を共にした方

であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とする必要はなくなります。

4 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合等について

これまでどおり、お子さんに発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、感染拡大防止の観点からも無理をして登校しないようにさせてください。

| |
|---|
| 担当：十日町市教育委員会学校教育課 指導管理主事 藤田 剛 IP 552 TEL025-757-3336 |
|---|